

Gunma Flower Park+ デジタルアート（夜間ライトアップ）業務 公募型プロポーザル実施要領

1 委託業務の名称

Gunma Flower Park+ デジタルアート（夜間ライトアップ）業務委託

2 委託業務の趣旨・目的

別添「仕様書」のとおり

3 委託業務の内容

別添「仕様書」のとおり

4 履行期間

契約締結の日から令和8年3月31日（火）まで

5 予定される事業費

事業費は、金215,554,000円（消費税及び地方消費税を含む）以内とします。

- ・応募に要する経費は含みません。
- ・採用された事業者に対しては、採用された企画提案に基づき業務内容を調整の上、再度見積りをお願いします。

6 応募資格

応募に際しては、以下の要件を全て満たすこととします。

- ① 単独の法人又は複数法人で形成されるグループ（以下「グループ」という。）であること。
なお、法人については、群馬県内に本店支店・営業所を置く法人とし、単独の法人又はグループの構成員は、他のグループの構成員として重複参加しないこと。
- ② 単独の法人又はグループのうちいずれか1社は「電気工事」について、建設業法に基づく特定建設業の許可を有すること。
- ③ 単独の法人又はグループのうちいずれか1社は、群馬県の令和6・7年度建設工事入札参加資格者名簿における電気工事の格付等級がA等級であること。
- ④ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者
- ⑤ 破産宣告を受け復権していない者でないこと
- ⑥ 銀行取引停止処分を受けている者でないこと
- ⑦ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律225号）に基づく再生手続の申立てがなされている者でないこと
- ⑧ 群馬県の指名停止処分を受け、その期間が終了していない者でないこと
- ⑨ 国税及び地方税を滞納している者でないこと
- ⑩ 暴力団、暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと
- ⑪ 当該委託業務を的確に遂行する体制・ノウハウ等を有し、かつ当該業務を円滑に遂行するための必要な経営基盤を有している者

7 スケジュール

- | | | | | | |
|-------------|--------------|---|--------------|------|----|
| (1) 参加申込 | 令和7年3月31日(月) | ～ | 令和7年4月8日(火) | 午後5時 | 必着 |
| (2) 質問受付 | 令和7年3月31日(月) | ～ | 令和7年4月9日(水) | 正午 | 必着 |
| (3) 企画提案書提出 | 令和7年4月9日(水) | ～ | 令和7年4月18日(金) | 午後5時 | 必着 |
| (4) 審査 | 令和7年4月21日(月) | ～ | 令和7年4月23日(水) | | |
| (5) 審査結果通知 | 令和7年4月25日(金) | | | | |

8 事前説明会

本業務委託公募に係る事前説明会は開催しません。

9 参加申込

企画提案への参加を希望する事業者は、次のとおり参加申込書を提出してください。

なお、質問及び企画提案書等については、期限までに参加申込書を提出した事業者（以下、「参加申込者」という。）からのみ受け付けます。

- (1) 提出期限 令和7年4月8日(火) 午後5時(必着)
- (2) 提出方法 参加申込書(様式1)を用いて、郵送又は持参によるものとします。
- (3) 提出先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県農政部野菜花き課 花き係

10 質問受付

参加申込者から、次のとおり質問を受け付けます。

- (1) 質問の受付期間 令和7年3月31日(月)～令和7年4月9日(水) 正午必着
- (2) 質問方法 質問書(様式4)を用いてFAX又はEメールによるものとします。
なお、Eメールの場合は、件名を「Gunma Flower Park+デジタルアート業務委託質問事項」としてください。
- (3) 質問の提出先 FAX 027-243-7202 Eメール yasaikakika@pref.gunma.lg.jp
- (4) 回答方法 参加申込全員へ令和7年4月10日(木)までにFAX又はEメールで回答します。
- (5) その他 受け付けた全ての質問について、質問を提出した事業者名は公開しません。

11 企画提案書等の提出

参加申込者は次のとおり企画提案書等を提出してください。

なお、参加申込者以外の者からの企画提案書は受け付けません。また、参加申込者であっても、提出期限経過後の企画提案書等は受け付けません。

- (1) 提出期間 令和7年4月9日(水)～令和7年4月18日(金) 午後5時必着
- (2) 提出方法 持参又は郵送とする。
- (3) 提出先 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県農政部野菜花き課 花き係
- (4) 提出書類 以下の書類を各6部(正1、副5)提出してください。
 - ①企画提案書表紙(様式2)
 - ②企画提案書本体(任意様式)
 - ・企画提案書内には、業務実施体制及び作業工程、スケジュールを記載すること
 - ③見積書(任意様式)
 - ・業務の実施に直接必要な経費の内訳を明確にしてください。
 - ・宛名は、「群馬県知事 山本 一太」としてください。

- ・見積書の内訳には、各経費の単価、消費税及び地方消費税額を明記してください。
- ・見積額が上記5の予算額を超えた場合は失格とします。

- ④会社案内パンフレット等、応募事業者の概要が分かる資料
- ⑤誓約書（様式3（群馬県暴力団排除条例第7条関係））
- ⑥法人登記簿謄本（3か月以内に発行されたもの。コピー可）
- ⑦決算書（直近のもの1期分（半期決算の場合は2期分））

※⑤～⑦について、群馬県の「令和6・7年度物件等購入契約資格者名簿」（以下、「物件等資格者名簿」という。）登載者は、その提出を不要とします。

（5）提案が無効となる場合の注意

下記の事項に該当する場合は、審査対象とならないことがありますので注意してください。

- ①民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する提案
- ②誤字、脱字等により必要事項が確認できない提案
- ③その他企画提案に関する条件に違反した提案

（6）提案の取り下げ

企画提案書を提出した後に企画提案を取りやめる場合は、速やかに御連絡いただくとともに、代表者の記名及び捺印のある文書により、その旨を連絡してください。

（7）提案の無効及び契約の解除

応募事業者が提出書類に虚偽の記載をした場合は、当該企画提案を無効とし、本事業における公募の参加資格を失うものとするとともに、契約締結後の場合には、契約を解除することがあります。

（8）その他

- ①企画提案にかかる費用は、応募事業者の負担とします。
- ②提出された企画提案書の内容について、質問及び訂正を求めることがあります。
- ③企画提案書の再提出は、提出期限内に限り認めます。
- ④提出された企画提案書は、返却しません。
- ⑤提出された企画提案書は、本業務における委託業者の選定以外の目的で使用しません。
- ⑥審査に必要な範囲において、企画提案書を複製することがあります。

12 審査方法等

審査・選定は、「12(3)評価項目」に基づいて審査会が行います。審査会は非公開とし、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

（1）優先交渉者の選定方法

1者ずつプレゼンテーション審査を実施し、評価項目に沿って、提出書類及び参加事業者によるプレゼンテーション内容の評価を行い、業務実績・企画提案の内容などを審査会が総合的に評価し、選定します。

なお、応募多数の場合には、プレゼンテーション審査に先立ち、事務局による書類審査によりプレゼンテーション審査参加事業者を決定する場合があります。

（2）審査会（プレゼンテーション）

ア 実施日時（予定）

令和7年4月21日（月）～4月23日（水）

※プレゼンテーションの日程については、別途連絡します。

イ 実施場所

未定

※詳細については、別途連絡する。

ウ 実施時間

1 提案者につき25分程度（プレゼンテーション15分、質疑応答10分）

エ 留意事項

プレゼンテーション及びヒアリングは、提出した書類を基に行います。

オ その他

プレゼンテーションに必要なパソコン等は参加事業者において用意してください。ただし、プロジェクター、スクリーン及び電源は本県において用意します。

(3) 評価項目

評価項目	評価事項	配点
目的の適合性	・本業務の趣旨・目的等を十分理解し、的確な内容の提案となっているか。	10
業務実績、執行・施工体制	・これまでの実績 ・事業の推進体制 ・施工計画、施工体制	20
テーマ性、デザイン性、演出	・芸術・音楽性、メッセージ性、ストーリー性のある企画となっているか。 ・フラワーパークの自然を活かしたテーマ・演出となっているか。 ・新規性や独自性のある提案となっているか。 ・一過性のものではなく、何度訪れても飽きないように工夫されているか。 ・内容の変更等が可能となっているか。	40
実現可能性	・提案内容は具体性のあるものか。 ・提案されたデザイン・演出について、実現可能性は高いか。 ・今後の維持管理等が考慮されているか。	25
見積金額の妥当性	・見積金額	5

(4) 審査結果

令和7年4月25日（金）を目途に、全ての応募事業者に対し、書面にて通知します。

電話等によるお問合せには応じられません。

1.3 委託契約の締結

- (1) 採用された企画提案に基づき、業務内容を調整の上、再度見積書を提出いただき、契約締結となります。
- (2) 企画提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、具体的な契約内容及び委託金額は、群馬県との協議・交渉で決定します。なお、前金払については、契約者と別途協議します。
- (3) 優先交渉者との交渉が不調に終わった場合に、次点とされた者と交渉する場合があります。

- (4) 委託により作成された成果品に関する全ての権利は、群馬県に帰属します。

1 4 その他

- (1) 企画提案に係る一切の経費については、応募者の負担とします。
- (2) 本件業務に関し、群馬県から受領又は閲覧した資料等は、群馬県の了解なく公表又は使用することはできません。
- (3) 審査結果についての異議申し立ては受け付けません。
- (4) 契約保証金については、群馬県財務規則第199条第1項各号に該当する場合は免除します。
それ以外の場合は、同規則第198条の規定に基づき、契約予定総額（単価に予定数量を乗じ、消費税及び地方消費税を加算したもの）の100分の10以上を納めることとします。

1 5 提出先及び問い合わせ先

- (1) 名 称 群馬県 農政部 野菜花き課 花き係
- (2) 所在地 〒371-8570 群馬県前橋市大手町1-1-1
- (3) 連絡先 電話 027-226-3126（土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
FAX 027-243-7202
E メール yasaikakika@pref.gunma.lg.jp